

新型コロナウイルス感染症に係る伊丹市対応方針

令和2年4月7日、政府により新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、任意設置の伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部を、同法第34条及び伊丹市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、本部会議へ移行した。また、4月16日には、兵庫県は特定警戒都道府県として指定された。

令和2年5月21日、兵庫県は緊急事態措置実施区域としては解除されたが、引き続き感染防止対策を行うことから、今後も兵庫県と連携・協力し、感染症拡大防止や市民生活・市民経済の安定に向け、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」に基づき、本市の対応方針を以下のとおりとする。

なお、今後の感染状況等を踏まえ、対応方針の見直しを検討する。

I 期間

- ・緊急事態宣言措置期間 令和2年4月 7日～令和2年5月21日
- ・以後の対応方針実施期間 令和2年5月22日～

II 実施内容

1 教育施設

- ・幼稚園、認定こども園（1号）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校は、感染防止対策を講じた上で、6月15日から通常活動とする。
- ・部活動については、生徒の健康・安全を第一に考慮して、感染状況に応じて実施内容や方法を工夫した上で、別に定める教育委員会の方針に従い実施する。
- ・上記に加え、GoTo トラベルキャンペーンの一時停止等全国的な移動自粛を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 12月21日～12月27日

- ・GoTo トラベルキャンペーンの一時停止地域（札幌、東京23区、名古屋市、大阪市、広島市）における大会（（3）を除く）及び練習試合並びに教育活動は行わない。
- ・上記以外の県外地域における活動については基本的に自粛する。

(2) 12月28日～1月11日（全国でGoTo トラベルキャンペーンの一時停止期間）

- ・県外（全ての都道府県）での大会（（3）を除く）及び練習試合並びに教育活動は行わない。

(3) 高体連・中体連及び競技団体等が主催する全国大会（その予選含む）については、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

2 市バス

5月11日より当面の間、「臨時特別ダイヤ」として一部の路線を減便して運行する。

3 その他公共施設

市公共施設は、当面の間、新たな生活様式を基本としつつ、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、施設管理者が必要な定員や入場の制限等の利用制限の措置及び兵庫県新型コロナ追跡システム等を活用した上で運営する。

4 イベント開催

① 市主催（共催）イベントにあつては、適切な感染症防止対策を講じ、「兵庫県新型コロナ追跡システム」等を活用した上で、次のとおり対応する。

- ・ 感染症拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策ができないイベント等は中止又は延期する。
- ・ 全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔（1m）を設ける。
- ・ 地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を設けない。

<開催の目安>

（9月19日～令和3年2月28日まで）

区分	収容率	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	100%以内（※1）	①収容人数 10,000 人超 →収容人数の 50%
大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント 等	50%以内（※2）	②収容人数 10,000 人以下 → 5,000 人

（注1）人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

（注2）その他開催制限の緩和条件など、11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「来年2月末までの催物開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に留意

※1 席がない場合は適切な間隔を確保

※2 席がない場合は十分な間隔（1m）を確保

- ・ イベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染拡大防止対策等について、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局へ事前相談をすること。

② 民間主催イベントについても、県と連携し、同条件で慎重な対応を促す。

5 外出自粛等の要請

市民へ感染拡大防止のため、次のとおり要請する。

〔特に年末年始の要請事項〕

- ・ 東京・大阪など、感染拡大地域からの帰省は、できるだけ自粛すること
- ・ 忘年会、新年会は、できるだけ自粛すること
- ・ 初詣は、混雑する時期を避け、境内では長時間の滞在や大声での会話、飲食を自粛すること
- ・ 初詣、成人式などの行事の前後、リスクの高い施設への出入りなど、行動に注意すること

〔不要不急の外出自粛等〕

- ・ 東京・大阪など、感染拡大地域への不要不急の往来を自粛すること
- ・ できるだけ、不要不急の外出を自粛すること
- ・ 特に、高齢者、基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛すること
- ・ 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
- ・ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること
- ・ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること
- ・ 飲食店を利用する場合には、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」ごとになるようにすること。
- ・ 大声での会話、回し飲みを避けること
- ・ 発熱等の症状がある場合は、外出を控えること
- ・ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること
- ・ 「新しい生活様式」の徹底
 - ・ 特に、近距離の会話、移動中の公共交通機関でマスクの着用を徹底すること
- ・ 冬季を迎え暖房を使用する場合でも、換気や適度な保湿を行うこと

6 風評被害対策等

以下のとおり市民へ周知を図る。

- ・ 医療・介護関係者、患者関係者などへのいわれなき、風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないように、冷静に対処すること。
- ・ 医療機関、スーパー、金融機関など生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないように冷静に対応すること。

7 生活や雇用の維持と事業の継続支援

- ① 特別定額給付金（10万円）の給付 5月1日申請受付、5月7日給付開始
特別定額給付金事業推進班（072-764-7786）を設置
- ② 子育て世帯への臨時特別給付金（1対象児童に1万円の上乗せ）の給付
- ③ 個人事業主等への店舗等賃料補助事業 5月1日申請受付
 - ・売上額が20%以上減少している個人事業主に対し、上限10万円（1ヵ月分）
 - ・売上額が50%以上減少している小規模法人に対し、上限10万円（1ヵ月分）
- ④ 休業要請事業者経営継続支援事業
 - ・国の持続化給付金に加え経営継続資金を支給
- ⑤ デリバリー支援事業
 - ・市内全域を対象にした新たな宅配代行事業を支援
- ⑥ テイクアウト・デリバリー利用促進キャンペーン事業
 - ・広報伊丹（6月1日号）で、キャンペーンに参加している飲食店で利用できるクーポン（100円×5枚）を配布
- ⑦ 水道料金・下水道使用料の減免
 - すべての利用者を対象に、水道料金の基本料金と下水道使用料の基本料金を、2期分（4か月間）全額を減免
- ⑧ 学校給食の負担対応
 - 臨時休業中に給食が実施されないことによる経済的負担を軽減するため、就学援助対象者（準要保護児童生徒の保護者）に給食費相当額を支給
- ⑨ 児童扶養手当受給者に対する支援給付金
 - ひとり親世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童扶養手当の受給者に対し、5万円の支援給付金を支給（6月18日支給）
- ⑩ 商店街等お買物券・ポイントシール事業及び販売促進キャンペーン事業
- ⑪ 避難所感染拡大防止対策事業
- ⑫ ICT環境整備事業（タブレット端末整備・家庭学習支援）
- ⑬ ひとり親世帯臨時特例給付金事業
- ⑭ 児童福祉施設等における感染防止対策事業
- ⑮ キャッシュレス決済ポイント還元事業
- ⑯ 日本遺産認定記念「Go To 伊丹キャンペーン」事業
- ⑰ 新生児特別支援給付金事業（対象者1人につき5万円）
- ⑱ 避難所における生活環境改善事業
- ⑲ 医療機関等における感染症対策事業
- ⑳ 感染症対応従事者慰労金支給事業
- ㉑ バス事業者における感染症対策補助事業
- ㉒ 高齢者のインフルエンザ予防接種費用の無償化
- ㉓ 救急隊員等感染防止資機材の整備
- ㉔ コロナ対応資機材の購入（サーモ式体温計の購入）
- ㉕ ひとり親世帯臨時特別給付金事業（12月22日支給）

〔改正年月日〕

（令和2年4月14日改定）

(令和2年4月28日改定)
(令和2年5月5日改定)
(令和2年5月15日改定)
(令和2年5月22日改定)
(令和2年5月26日改定)
(令和2年6月18日改定)
(令和2年7月10日改定)
(令和2年7月17日改定)
(令和2年7月24日改定)
(令和2年7月29日改定)
(令和2年8月1日改定)
(令和2年8月28日改定)
(令和2年9月17日改定)
(令和2年11月18日改定)
(令和2年11月24日改定)
(令和2年12月10日改定)